

紀の国医療生活協同組合定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 組合員及び出資金（第6条～第18条）
- 第3章 役職員（第19条～第43条）
- 第4章 総代会及び総会（第44条～第67条）
- 第5章 事業の執行（第68条～第69条）
- 第6章 会計（第70条～第79条）
- 第7章 解散（第80条～第81条）
- 第8章 雑則（第82条～第84条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ると共に、保健衛生の向上を図り、もって公共の福祉を増進する事を目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、紀の国医療生活協同組合という。

（事業）

第3条 この組合は、第1条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- （1）組合員に対する医療に関する事業
- （2）高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- （3）組合員の生活に有用な協同施設（第1号及び第2号に掲げるものを除く）を設置し、組合員に利用させる事業
- （4）組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- （5）組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業
- （6）組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- （7）前各号の事業に付帯する事業

（区域）

第4条 この組合の区域は、和歌山県の地域とする。

（事務所の所在地）

第5条 この組合は、主たる事務所を和歌山市今福2丁目、従たる事務所和歌山市新堀東2丁目におく。

第2章 組合員及び出資金

（組合員の資格）

第6条 第4条に規定する組合の区域内に住所を有する者は組合員となる事ができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する者で組合の施設を利用する事を適当とする者は、組合の承認を受けてこの組合員となる事ができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者が組合員となろうとする時は、組合の定める加入申込書に出資第1回の払込金額を添えて組合に提出しなければならない。

2 この組合は前項の申込みを拒んではならない。但し理事会において加入申込みを拒む事に正当な理由があると議決した時はこの限りでない。

3 組合は前条第1項規定の加入について、現在の組合員が加入時に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

4 第1項の申込みをした者が、第2項但書規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、組合が加入申込みを受理したときに組合員となる。

5 組合員となった者は組合員名簿に登録し、組合員証を交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者が、組合員になろうとする時は、出資口数を組合の定める加入承認申請書に記載して組合に提出しなければならない。

2 組合は、理事会において前項の申請を承認した時は、その旨を申請をしたものに通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は速やかに第1項の申請書に記載した出資金額の払込をしなければならない。

4 前項の規定により出資金額の払込をした時に組合員となる。

5 組合員となった者に対する組合員名簿への登録、組合員証の交付等の手続きは第7条第5項と同じく行う。

(届出の義務)

第9条 組合員は次の場合、速やかに組合に届け出なければならない。

(1) 組合員たる資格を喪失したとき

(2) 氏名又は住所を変更したとき

(自由脱退)

第10条 組合員は事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する事ができる。

2 この組合は組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかった時は、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとする時は、この組合は事前に当該組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うと共に、公告等による住所の変更届出を催告しなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行った時は、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

(除名)

第12条 組合は組合員が次の各号の何れかに該当する時は、総代会の議決によって除名する事ができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき
- (2) 利用料の支払を怠り催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) 組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合には組合は、総代会開催の5日前までに除名しようとする組合員に対して、その旨を通知し又総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 組合は除名の議決があった時は除名組合員にその理由を明らかにして通知するものとする。

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は次の各号に定めるところにより組合に対して払込出資額の払戻しを請求する事ができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合はその払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済み出資額の2分の1に相当する額

2 組合は脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止する事ができる。

3 組合は事業年度の終わりにあたり、この組合の財産を持ってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(脱退組合員の払込み義務)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同じ条件を持ってその年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払い込みを請求する事ができる。

(出資)

第15条 組合員は出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有する事のできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は出資金額の払込について相殺をもって組合に対抗する事ができない。

4 組合員の責任はその出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第16条 出資1口の金額は1,000円とし、5口以上に達するまで払込むものとする。

(出資口数の増加)

第17条 組合員はその出資口数を増加する事ができる。

2 出資口数を増加しようとする組合員は、組合の定める出資口数増加申込書に増加しようとする出資口数に相当する出資金額を添えて組合に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

第18条 組合員はやむを得ない事由がある時は事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少する事ができる。

2 組合員は、その出資口数が第15条第2項に規定する限度を超えた時は、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求する事ができる。

4 第13条第3項及び第14条の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第19条 組合には次の役員をおく。

(1) 理事 5人以上11人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

(役員を選任)

第20条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。

2 理事は、組合員でなければならない。但し、特別の理由がある時は、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任する事が出来る。

3 監事のうち1人以上は、組合員または組合の使用人以外の者であって、その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかった者とする。

4 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた時は、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第22条 役員の任期は2年とし、前任者の任期満了の時から起算する。但し、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期は、その満了の時がその時の属する事業年度の通常総代会の終了の時と異なる時は、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了の時までとする。

4 役員が任期満了又は辞任によって退任した場合においてその定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする。但し退任した役員の数定数を欠く数を超える場合には、退任した役員の互選により、職務を延長すべき者を選任する事が出来る。

(役員兼職禁止)

第23条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 組合の理事又は使用人

(2) 組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員の実任)

第24条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その職務を怠った時は、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の職務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われた時は、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除する事ができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない時は、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除する事ができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除する事ができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し、退職慰労金等を与える時は、総代会の承認を得なければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった時は、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をした時も、前項と同様の取り扱いとする。但し、そのものが当該行為をする事について注意を怠らなかった事を証明した時は、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も窓外損害を賠償する責任を負う時は、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第25条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとする時。

(2) この組合が理事の債務を保証する事その他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとする時

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとする時。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第26条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求する事ができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があった時は、その請求にかかる役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があった時は、その請求を総代会の議に付し、且つ、総代会開催の10日前までにその役員にその書面を送付し、且つ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を召集すべき事を決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいない時また理事が正当な理由がないのに総代会召集の手続きをしない時は、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において監事の報酬について意見を述べる事ができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第28条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という）をせんでいなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第29条 理事は、理事長1人、専務理事1人、を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐して組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐して組合の業務を執行し、理事長、副理事長に事故がある時は、その職務を代行する。

5 常務理事は理事長を補佐して組合の業務を執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故がある時は、予め理事会において定めた順序に従って、その職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故がある時は、予め理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求する事ができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集する事ができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会召集手続)

第31条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮する事ができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、召集の手続を経ないで開く事ができる。

(理事会の議決事項)

第32条 この定款に特別の定めがあるものの他、次の事項は理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の召集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行の為の手續、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第33条 理事会の決議は、議決に加わる事ができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わる事ができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べた時は除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告する事を要しない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第35条 この組合は、定款及び規約を各事業所に備えおかなければならない。

2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かななければならない。

3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があった時は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第36条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査する事ができる。

3 監事は、その職務を行うため必要がある時は、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をする事が出来る。

4 前項の子会社は、正当な理由がある時は、同項の報告又は調査を拒む事ができる。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める時、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、前項の場合において、必要があると認める時は、理事に対し、理事会の招集を請求する事ができる。

7 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

8 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べなければならない。

9 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べる事ができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に召集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べる事ができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

（理事の報告義務）

第37条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちに監事に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第38条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがある時は、当該理事に対し、当該行為をやめる事を請求する事ができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめる事を命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事の代表権）

第39条 第28条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

（1）この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という）に対し、また理事等が組合に対して訴えを提起する場合

（2）この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

（3）この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

（4）この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第40条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復する事が出来ない損害が生ずるおそれがある時は、当該理事に対し、当該行為をやめる事を請求する事ができる。

(組合員の調査請求)

第41条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求する事ができる。

2 監事は、前項の請求があった時は、必要な調査を行わなければならない。

(顧問と協議員)

第42条 組合は、理事会の議決によって学識経験のある者を顧問に、また特別の識見技能のある者を協議員にする事が出来る。

2 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に答え、又は理事会に出席して意見を述べるものとする。

3 協議員は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に答え、又は理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第43条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、100人以上200人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙、補充)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

2 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は任期満了しても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

（通常総代会の招集）

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に召集しなければならない。

（臨時総代会の招集）

第51条 臨時総代会は、必要がある時はいつでも理事会の議決を経て招集できる。但し総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び召集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を召集すべき事を決しなければならない。

（総代会の招集者）

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいない時、又は前条の請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに総代会召集の手續をしない時は、監事は、総代会を招集しなければならない。

（総代会の招集手續）

第53条 総代会の招集者が総代会を召集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を召集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当事項があると認める時は、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延長）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により続行し、又は延期する事ができる。この場合においては、第53条各項の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるものの他、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

（1）定款の変更

（2）規約の設定、変更及び廃止

（3）解散及び合併

- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資1口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とする事が出来る。

3 総代会においては、第53条第3項の規定により、予め通知した事項についてのみ議決をするものとする。但し、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微且つ緊急を要するものについては、この限りでない。

4 規約の変更のうち、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとする事が出来る。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第83条及び第84条による。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は総代の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をする事が出来ない。

2 前項に規定する数の総代の出席がない時は、理事会はその総代会の会日から20日以内に更に総代会を召集する事を決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をする事が必要である場合。但し、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をする為に必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該総代を除く）の権利を侵害する事となる場合。

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合の他、壮太が説明を求めた事項について説明しない事につき正当な理由がある場合

（議決権及び選挙権）

第59条 総代はその出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

（総代会の議決方法）

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 総代会の議長は総代会において出席した総代のうちからその都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の3分の2以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 第24条第5項の規定による役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第3項の規定により予め通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う事ができる。但し、組合員でなければ代理人となる事ができない。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第3項の規定により予め通知のあった事項について、書面にその賛否又は予め通知された選任しようとする役員の新任・不信任を書面に明示して、第67条の規定による規約の定めるところにより総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理する事ができない。

5 代理人は代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

6 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行う事ができる。

7 前項の電磁的方法は、規則に定める方法により行う事とする。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し議長の許可を得て発言する事ができる。但し、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があった時は、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべき事を決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会召集の手続をしない時は、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知にかかる事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第66条 第51条から第55条まで及び第58条から第64条までの規定は、総会において準用する。この場合において、第62条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第63条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるものの他、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する医療に関する事業は次に掲げるものとする(第3条第2号に係るものを除く)。

(1) 医療事業

(2) 地域健康診断、健康教室など組合員の疾病予防と健康管理並びに衛生知識の啓蒙普及を図る事業

2 第3条第2号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

(2) 介護人の派遣その他組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)

3 第3条第3号に規定する協同施設は、高齢者住宅及び成年後見相談室とする。

4 第3条第5号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、日用雑貨品、介護用品、福祉用具又は機器類など組合員の日常生活に必要な物資とする。

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(医療福祉等事業の区分経理)

第73条 この組合は、次に掲げる事業（以下、「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1) 法第50条の3第3項の規定に基づき区分経理しなければならない事業

イ 診療所を営む事業

ロ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

ハ 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定を受けて実施する事業

ニ 介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

ホ その他介護保険法に規定する指定を受けて実施する事業

ヘ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業のうち公費の支出を受けて行う事業

(2) 区分経理に含める事業（(1)を除く）

イ 医療介護関係者の人材育成を図るための事業

ロ 介護用品等高齢者の日常生活に必要な物品の販売及び配食サービスによる供給事業

ハ 在宅高齢者等への理美容サービス事業

ニ 高齢者住宅を営む事業

ホ 民法に基づく成年後見制度の利用に係る事業

ヘ 教育事業及び組合員による福祉活動

(法定準備金)

第74条 組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1相当額以上にして、出資総額の2分の1相当額に達するまでの法定準備金を積み立てるものとする。但し、繰越欠損金がある時は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の填補に充てるべき金額を控除した額をもって法定準備金積立を行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金の填補に充てる場合を除き取り崩す事ができない。

(教育事業等繰越金)

第75条 組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業の費用充てる為に支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てる事ができる。

2 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

（医療福祉等事業の積立金）

第76条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

（欠損金の填補）

第77条 組合は欠損金が生じた時は、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してその填補に充てるものとする。

（投機取引等の禁止）

第78条 組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

（組合員に対する情報開示）

第79条 組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

（解散）

第80条 この組合は、総代会の議決による場合の他、次の事由によって解散する。

（1）目的たる事業の成功の不能

（2）合併

（3）破産手続き開始の決定

（4）行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く）が20人未満になった時は、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く）した時は、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、且つ公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第81条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く）した場合の残余財産（解散の時におけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。但し、残余財産の処分につき総代会において別段の議決をした時は、その議決によるものとする。

第8章 雑則

（公告の方法）

第82条 この組合の公告は、以下の方法で行う。

（1）事務所の店頭に掲示する方法

(2) 必要に応じ、第1号に規定する方法の他、日刊新聞紙への掲載又は電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載する他、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第83条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知した時は、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべき時に組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第84条 この定款及び規約に定めるものの他、この組合の財産及び業務の執行の為の手續、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

附則

1 この定款は昭和57年 月 日から施行する。

2 この組合の成立当初における役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。

但し、その期間は1年を超えてはならない。

3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第70条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年3月31日とする。

第3回通常総会にて議決された定款変更に関する附則

1 この定款変更は、監督官庁の承認を得て発効するものとする。

2 第5条の規定は、今福診療所の開設(1988年11月予定)をもって発効するものとする。なお、それまで主たる事務所は和歌山市新堀東2丁目に従来通りおく事とする。

※監督官庁の認可：昭和63年6月9日

※今福診療所の開設：平成元年6月1日

附則

この定款は、2001年(平成13年)6月23日第8回通常総代会において全面改訂議決され、監督官庁の承認を得て発効する。

附則

この定款は、2003年(平成15年)6月28日第10回通常総代会において改定議決され、監督官庁の承認を得て発効する。

附則

この定款は、2008年(平成20年)6月29日第15回通常総代会において全面改訂議決され、監督官庁の承認を得て発効する。

附則

この定款は、２０２１年（令和３年）６月２０日第２８回通常総代会において改定議決され、監督官庁の承認を得て発効する。

附則

この定款は、２０２３年（令和５年）６月１８日第３０回通常総代会において改定議決され、監督官庁の承認を得て発効する。

附則

この定款は、２０２６年（令和８年）６月２１日第３３回通常総代会において改定議決され、監督官庁の承認を得て発効する。